

景観法

(平成一六年六月一八日法律第一一 号)

一、提案理由(平成一六年四月二七日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、景観法案につきまして申し上げます。

近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で、景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取り組みが進められております。

また、国としても、観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き、発揮する一地域一観光を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めることとしております。

このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置づけるとともに、地方公共団体の取り組みを支援するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みを創設することが求められております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るための我が国で初めての景観についての総合的な法律として定めようとするものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにすることとしております。

第二に、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画を策定し、景観計画区域、景観地区等における行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等の支援等について定めることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年五月一四日)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、景観法案について申し上げます。

我が国の都市部においては、没個性で画一的な町並み、電線が張りめぐらされ、看板等の無秩序な乱立など、雑然とした景観が各地で見られ、景観の保全をめぐる紛争も多発しております。

また、農山漁村地域では、過疎化、高齢化等から生じる耕作放棄地や管理の行き届かない森林の増大等により、歴史、文化を物語る町並みや景観の多くが崩れてきており、我が国の魅力ある観光資源の喪失が指摘されておるところであります。

本案は、こうした都市、農山漁村地域等において良好な景観の形成を促進するため、景観に関する総合的な施策を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、良好な景観の形成に関し、基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民それぞれの責務を明らかにすること、

第二に、地方公共団体による景観計画の策定、景観計画区域等における行為規制、景観重要建造物の指定等の制度を創設すること
などであります。

……………（略）……………

三法律案は、去る四月二十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十七日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十八日、質疑に先立ち、京都市における景観形成の取り組み事例を視察し、五月十一日質疑に入り、同日参考人からの意見聴取を行い、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、景観法案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案については全会一致をもって、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案については賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対し、景観法の基本理念の啓発普及や地方公共団体に対するソフト面及び財政上の支援の充実に努めることなど、九項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一四日）

（都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平一六法一 九）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年六月一一日）

輿石東君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、景観法案は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構に

よる事業等に対する支援その他の施策を総合的に講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、景観法制における条例の位置付け、景観形成事業推進費の活用の在り方、無電柱化の推進に向けた具体的方策、屋外広告物規制の現状とその在り方、農地を含む緑の保全施策の必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、景観法案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一 日）

（都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平一六法一 九）の附帯決議と一括して掲載）